

別添

規則等の名称	処分基準（生活安全編）
根拠法令	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成16年法律第83号）
趣旨	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の制定等に伴い、本県公安委員会が定める行政手続法に基づく処分基準の改定を行った。
概要	<p>処分基準の改定</p> <p>指示を行うべき場合の罪として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法第182条に規定する罪に当たる行為 ○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為） <p>を追加し、</p> <p>事業停止命令対象行為に</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法第182条に規定する罪 ○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪 <p>を追加したほか、語句の整理等所要の改定を行った。</p>
施行日	令和5年7月27日
県民意見等を募集しなかった理由	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の制定等に伴うもので、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された審査基準及び処分基準に沿う内容での策定としており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	